

## 住民票の写し郵送請求書

智頭町長 殿

平成 年 月 日

請求者	住所			
	フリガナ			
	氏名			世帯主との続柄
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号(昼間連絡の取れる連絡先)	
請求する書類	住所	鳥取県八頭郡智頭町大字		
	フリガナ			
	世帯主名			生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	住民票	世帯全員(謄本)	世帯の一部(抄本)	手数料
	除票	通	通	円
	世帯の一部の場合、どなたが必要ですか？			
	必要な方の氏名		生年月日	
必要事項に✓してください。 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄      ※✓がない場合は省略という文字が入ります。				
使用目的	( 誰の、どのような内容の記載がある証明書を、何のために使用するか、具体的に記入してください。)			

○ 同封するもの

①住民票の写し郵送請求書

②請求者ご本人を確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）のコピー

③交付手数料として定額小為替（切手不可）

郵便局発行の定額小為替（※未記入のもの）を通数分購入し同封してください。

智頭町は1人につき300円です。複数人をまとめて発行する場合は、300円+1人増すごとに100円です。

④返信用封筒（請求者のご住所、お名前を記入し、切手を貼ったもの）

原則として住民登録地に返送します。異なる住所に返送を希望される場合には、下記に理由を記入していただき、居住していることの証明（公共料金の領収書等の写し）を同封してください。

（理由：

○ 連絡および送付先

〒689-1402

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

智頭町役場税務住民課 戸籍住民担当 宛

電話番号：0858-75-4118

※この申出書は、本人又は同一世帯の方の請求及び法人以外の第三者からの請求での使用に限ります。

※本人又は同一世帯員以外からの請求には、委任状の添付や利用目的の申出が必要です。

※偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は過料に処せられます。

この請求書は智頭町に住民票がある方を対象に作成しております。智頭町以外の市区町村に請求される場合は、料金、請求方法等を住所地の市区町村にご確認のうえ請求してください。